

平成 29 年 6 月 1 日
航空局運航安全課

無人航空機の講習団体及び管理団体を航空局ホームページへ掲載します！

航空局は、6月1日付で、所要の要件を満たすことが確認できた「無人航空機の操縦技能講習を行う民間講習団体（43団体）」及び「講習団体を指導し管理する団体（4団体）」を航空局ホームページに掲載しました。

昨年7月に「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」においてとりまとめた制度設計の方向性に基づき、無人航空機の操縦者に講習会の受講を促し、操縦技能の底上げを図ることを目的として、所要の要件を満たす民間講習団体及び講習団体を指導し管理する団体を航空局ホームページ(HP)に掲載する制度を、平成29年4月に導入しました。

今般、同制度による願出に基づき、所要の要件を満たすことが確認できた管理団体4団体及び講習団体43団体(別紙1参照)を6月1日付けで初めて航空局HPに掲載します。

今後、HPに掲載された講習団体の講習を修了した者は、無人航空機に係る飛行許可申請を行う際には、無人航空機の操縦の知識や能力に関する確認を簡略化することができます。

今後も随時、願出のあった団体等について所要の要件(別紙2参照)を満たすことを確認の上、航空局HPに掲載して参ります。

問い合わせ先:

国土交通省航空局安全部運航安全課 宮川・小網

TEL: 03-5253-8111(代表) (内線 48687, 48688)

03-5253-8737(直通) FAX: 03-5253-1661

1. 管理団体（4団体）

団体名	所在地
(株)エンルート	埼玉県朝霞市
DJI JAPAN(株)	東京都港区
(一社)ドローン操縦士協会 (DPA)	東京都渋谷区
(一社)日本 UAS 産業振興協議会 (JUIDA)	東京都千代田区

2. 講習団体（43団体）

2-1. 管理団体の管理を受ける講習団体（28団体） ※括弧内は管理する団体

団体名	管理団体	所在地
E. R. T. S. 東金校	エンルート	千葉県東金市
DJI JAPAN(株)	DJI	東京都港区（事務所、施設） 埼玉県入間郡三芳町（施設） 東京都あきる野市（施設）
(株)アイトリート	DPA	福岡県大野城市（事務所） 福岡県福岡市（施設）
(株)旭テクノロジー	DPA	兵庫県姫路市
シーエス(株)	DPA	東京都品川区（事務所） 東京都江東区（施設）
(株)スカイアスキー	DPA	大阪府豊中市
スカイエステート(株)	DPA	東京都目黒区（事務所） 東京都江東区（施設）
(株)スカイロボット	DPA	東京都中央区（事務所） 東京都江東区（施設）
(株)DSA	DPA	愛知県小牧市（事務所） 愛知県春日井市（施設）
(株)長尾機設	DPA	静岡県御前崎市（事務所） 静岡県掛川市（施設）
(株)南進測量	DPA	福島県会津若松市（事務所） 福島県耶麻郡猪苗代町（施設）
パーソナル CAR パーツ(株)	DPA	福島県いわき市（事務所） 宮城県仙台市（施設）
(株)ハミングバード	DPA	東京都港区（事務所） 東京都江東区（施設）
(株)パンタン	DPA	東京都渋谷区（事務所） 東京都目黒区（施設）
(一社)東日本大震災生活支援協会	DPA	東京都中央区（事務所） 東京都江東区（施設）

団体名	管理団体	所在地
(株)アマナビ	JUIDA	東京都品川区
(株)ENBU ゼミナール	JUIDA	東京都品川区
NEC フィールディング(株)	JUIDA	東京都港区
(株)Queen Bee and Drone	JUIDA	静岡県静岡市
群馬インターネット(株)	JUIDA	群馬県高崎市
国際航業(株)	JUIDA	東京都千代田区
五光物流(株)	JUIDA	茨城県筑西市
サイトテック(株)	JUIDA	山梨県南巨摩郡身延町
シーズプロデュース(株)	JUIDA	栃木県那須塩原市
D アカデミー(株)	JUIDA	東京都千代田区
デジタルハリウッド(株)	JUIDA	東京都千代田区
(有)トラスト	JUIDA	東京都中央区
双葉電子工業(株)	JUIDA	千葉県茂原市

2-2. 管理団体の管理を受けない講習団体 (15団体)

団体名	所在地
(株) AIRSTAGE	北海道帯広市 (事務所、施設) 北海道河西郡更別村 (施設)
(一財)熊本県ドローン技術振興協会	熊本県上益城郡益城町
JUAVAC ドローン エキスパート アカデミー	東京都千代田区 (事務所) 福島県会津若松市 (施設) 福島県須賀川市 (施設) 神奈川県川崎市 (施設)
スタジオファルコン	神奈川県川崎市 (事務所) 茨城県鉾田市 (施設)
WDA (若狭小浜ドローン協会)	福井県小浜市
東光鉄工(株)	秋田県大館市
ドローン検定協会(株)	佐賀県鳥栖市 (事務所、施設) 福岡県大野城市 (施設) 福岡県福岡市 (施設)
(一社)ドローン撮影クリエイターズ協会	京都府京都市 (事務所、施設) 京都府宇治市 (施設) 兵庫県神戸市 (施設) 福岡県福岡市 (施設) 埼玉県比企郡吉見町 (施設)
日本 DMC(株)	静岡県沼津市 (事務所) 静岡県静岡市 (施設) 静岡県浜松市 (施設)

団体名	所在地
(一社)日本ドローンコンソーシアム公認技能 検定スクール	千葉県千葉市 (事務所、施設) 新潟県新潟市 (施設) 広島県尾道市 (施設) 東京都江東区 (施設) 愛知県豊橋市 (施設) 宮城県伊具郡丸森町 (施設) 大阪府大阪市 (施設) 福岡県北九州市 (施設) 群馬県前橋市 (施設) 千葉県大網白里市 (施設)
(株)マルチコプターラボ	愛知県名古屋市 (事務所) 岐阜県関市 (施設)
(一社)南九州ドローン操縦士協会	宮城県えびの市
(株)モー・チェ	広島県福山市 (事務所) 広島県尾道市 (施設) 大阪府泉南市 (施設)
柳井電機工業(株)	大分県大分市 (事務所、施設) 大分県由布市 (施設)
(一社)U A S 多用推進技術会	兵庫県明石市 (事務所) 兵庫県朝来市 (施設) 兵庫県南あわじ市 (施設) 徳島県那賀郡那賀町 (施設)

講習団体に対する主な要件

- ① 適切な管理者・教官の配置(教官任用訓練の受講など)
- ② 継続した組織運営が可能な体制であること(1年以上の運営実績又は100人以上の養成実績)
- ③ 講習内容及び時間が適切であること(審査要領を包含しているなど)
- ④ 講習記録の作成などの管理制度が構築されていること。
- ⑤ ①～④の内容を記載した講習マニュアルを作成すること

管理団体に対する主な要件

- ① 適切な管理者・講習団体への指導監督者の配置
- ② 継続した組織運営が可能な体制であること(1年以上の運営実績又は10団体以上の認定実績)
- ③ 講習団体を認定する基準が適切であること((1)と同年以上)
- ④ 監査等の監督方法・体制や記録類の作成等の管理制度が構築されていること。
- ⑤ ①～④の内容を記載した管理マニュアルを作成すること

共通の要件

それぞれの団体は航空局に対し、技能認証の実績を3ヶ月毎に、講習・管理マニュアルが変更になった場合はその都度、報告する必要

※航空局は、HPに掲載した団体に対し必要に応じて実地確認し、体制を維持していることを確認



無人航空機の講習会活用制度の概要

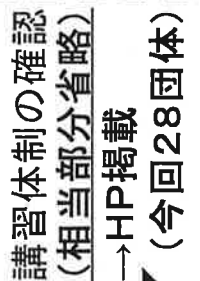
講習団体、管理団体を航空局HPに掲載するパターン

パターン1: 講習団体が直接航空局に申請

パターン2: 管理団体が航空局にまとめて申請 (管理団体は事前に航空局の確認を受ける必要(HPにも掲載))

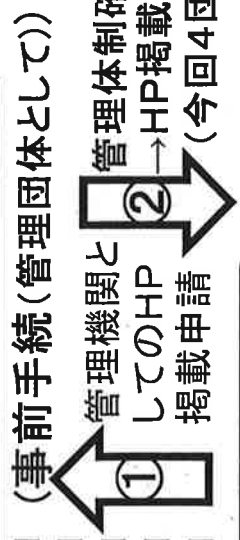
パターン1(赤枠矢印)

航空局(本省)



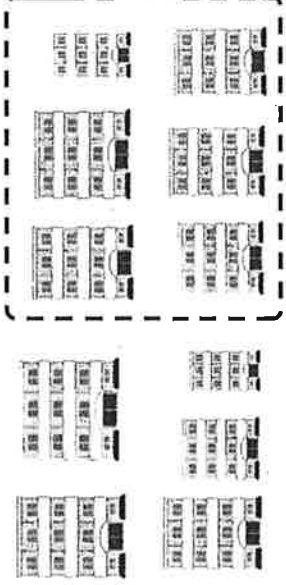
パターン2(緑枠矢印)

航空局(本省)



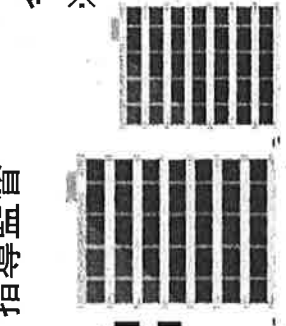
講習団体(数百団体規模)

個々の操縦者に対し講習を実施



管理機関(数団体規模)

講習団体に対し、教材等の提供や定期的な監査等により指導監督



今回確認された4団体

※括弧内は今回確認された傘下の講習団体数

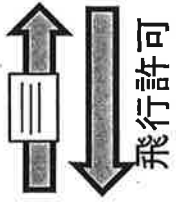
- JUIDA (14団体)
- エンルート(1団体)
- DJI (1団体)
- ドローン操縦士協会(13団体)

代行申請依頼



⑥HP掲載通知

飛行許可申請(技能認証を添付) → 操縦技能確認書類(様式3)の提出(省略)



航空局(管轄地方局等)

小型無人機の更なる安全確保に向けた制度設計の方向性＜概要＞

平成28年7月
官民協議会とりまとめ

基本的な考え方

- ▶ 平成27年12月10日に施行された改正航空法の運用を通じ、機体、操縦者及び運航管理体制といった要件の具体化が進み、ガイドラインや民間団体等の取組も含め包括的なルール形成が進展
- ▶ 急速に進展する新技術の社会実装や利活用の多様化に対応するため、柔軟性を確保しつつ、可能なものから迅速・段階的にルールを整備

制度設計の方向性

＜基本的飛行ルール＞

- ・ 飲酒中の飛行禁止や出発前確認について周知啓発を進め、効果の検証結果を踏まえてルール整備
- ・ 事故等情報の義務報告制度や、いわゆるヒヤリ・ハット情報の報告の仕組み、事故等情報の収集・分析システム構築を検討

＜機体、操縦者、運航管理体制の更なる安全確保＞

- ・ 民間団体等による講習会や運航管理マニユアルについて、一定の基準に適合しているものを国交省HPに掲載し、これを利用する場合、審査を一部簡素化
- ・ 離島、山間部等における荷物配送を、2018年頃に本格化させる仕組みを導入
- ・ 都市部等における荷物配送を、2020年代頃に本格運用できるよう機体の認証制度や操縦者の資格制度等について早期に検討・整備
- ・ 許可・承認対象外の場合も講習会等の受講やマニユアル等の使用により安全を向上

＜航空機、小型無人機相互間の安全確保と調和＞

- ・ 小型無人機と航空機の運航者等が参画する検討会を早期に立ち上げ、2016年度末目途に有人機と無人機、無人機同士の衝突回避ルール等を整備
- ・ 空港等周辺において、誤作動・誤操作による危険を未然に防ぐルールや対策を検討
- ・ 有人機と無人機の運航者が、飛行情報を共有できる仕組みを構築。また、航空情報（ノータム）の運用を改善

＜その他＞

- ・ 加入保険の継続徹底など、安全意識の維持・向上
- ・ プライバシーの保護や第三者の土地の上空飛行について、ガイドラインの周知や自主的ルールの策定を促進
- ・ 所有者を把握する自主的取組を推進
- ・ 目視外飛行を支える無線システムのあり方